

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.60 (2025.9.2)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ

<http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



ご自由に
お持ちください

目次

- ① 「フランシーヌの場合」 P1~2
- ② 2025「平和市民のつどい」を終えて P2~7
- ③ 音声データ消去事件地裁判決 P7~10
- ④ 文訓か戒告か P10~12
- ⑤ 後記・案内 P12

「自由と人権」HP



フランシーヌの場合

うた：新谷のり子

作詞：いまいすみあきら

作曲：郷伍郎

フランシーヌの場合は
あまりにもおばかさん
フランシーヌの場合は
あまりにもさびしい
三月三十日の 日曜日
パリの朝に 燃えたいのちひとつ
フランシーヌ

ホントのことを言ったら
オリコウになれない
ホントのことを言ったら
あまりにも悲しい
三月三十日の 日曜日
パリの朝に 燃えたいのちひとつ

ひとりぼっちの世界に
残された言葉が
ひとりぼっちの世界に
いつまでもささやく
三月三十日の 日曜日
パリの朝に 燃えたいのちひとつ
フランシーヌ

フランシーヌの場合は
私にもわかるわ
フランシーヌの場合は
あまりにもさびしい
三月三十日の 日曜日
パリの朝に 燃えたいのちひとつ

ラジオから流れてくるこの歌を聞いて、当時は何が悲しいのか全く分らなかったが、聴いているだけで悲しい思いになったことだけは覚えている。大学受験の時だったか、すでに入学していてそのまま勉学を続けるべきか、進路転換を図るべきか悩んでいたところだったかは覚えていない。後に、ベトナム戦争やナイジェリア内戦に心を痛め、パリの路上で焼身自殺したフランシーヌ・ルコントさんに触発されて作られた歌であることを知った。

それから 50 年以上が経ったが、世界には戦争や争いが絶えない。自国の安全を口実に他国を攻撃しても、そのことを指弾されない歪んだ現実がこの世界にはある。殺され、傷つけられるのはいつも、子どもや力の弱い者たちだ。そんな世界にぼくたちは住んでいる。それでも人々は平然と日々を送っている。そんな現実をはかなんで彼女は命を絶ったのかもしれない。

だとしてもやはり、死んではいけない。まして、殺すことも、殺されることも「NO!」と言い続けよう。

2025「市和市民のつどい」を終えて

東大和ローカル

8 月 16 日、東大和市の「平和市民のつどい」（以下「つどい」と書く）が東大和南公園にある「戦災変電所」（以下「変電所」と書く）前の平和広場などで行われた。こう書いたのには 2 つの意味がある。

ひとつは「東大和市の」というところ。まさに「市民の」のではなく、今年も「東大和市の」誰かのためであったということ。そしてもう一つは、「平和広場など」というところ。式典など主要な催しは、昨年同様、東大和市の市民体育館内で行われたということを示している。

【2024 年 和地市長の不可解な対応】

昨年の「つどい」には未解決の課題がある。

①コスタリカ共和国大使アレクサンダー・サラス・アラヤ氏に「つどい」への招請、あるいはコスタリカ大使館にメッセージの送付を依頼しなかった和地市長の不可解な決定、②サンホセの会の案内チラシを配置拒否した同市長の不当な決定である。一つひとつ説明していく。

①のコスタリカ大使招請、または平和のメッセージ依頼について

2023 年の「つどい」には同大使から「平和市民のつどい」に向けた平和のメッセージが（直接的にはサンホセの会に）届き、これを（一部ではあったが）市はステージで紹介した。ならば 2024 年の「つどい」に大使の招請を依頼、または、せめてメッセージの送付の依頼を大使館にすればよからうものを、これをすべて拒否した。その理由として（1）市とコスタリカ共和国の交流の積み重ねがないこと、（2）地方自治体が一国の大使を招請することは警備・救護の体制上課題があること、である。

しかし（1）に関しては公民館登録団体である「サンホセの会」がメッセージを要請し実現したという実績もある。そもそも変電所の保存からして、市民運動の実績のもとに実現したものではないか。市当局とコスタリカ共和国との直接的な交流がないとしても、市民団体による大使館との交流を活用して市の実績とするのが、市の本来とすべき姿ではないだろうか。実績など、燕のひなのように口を開けて待っていれば飛び込んでくるものではない。

（2）などは理由にすらならない。地元警察に警備を依頼すればいいだけの話である。広島市も長崎市も外国の要人を多数招いているではないか。もし仮に大使招請が困難であるとしても、メッセージを依頼することに何ら問題はないはずである。「平和市民のつどい」に「平和国家」を地で行くコスタリカ共和国との関りを持つことは、東大和市の社会的な評価を上げることになるとしても、デメリットはないはずである。ひいては市長の実績として長く讃えられるであろう。しかしなぜか和地市長はこれらをすべて拒否したのである。

和地市長は市の利益のことを考えているとは思えない。何かの面子にこだわっているのか、理解不能である。

②のチラシ配置について

サンホセの会のチラシは 2022 年と 2023 年は、いわゆる「特設ブース」内の市の配布物を置くテーブルの一部

をお借りして市民の皆さん配布しており、その際には市職員と友好的に対応してきた。しかし 2024 年には手のひらを反すようにこれを拒否。しかしその一方で来年（2025 年）は「市民協働コーナー」を設置するという。であるなら、なおさら当年（2024 年）に同チラシ配地を拒否する理由などないではないか。この件に関しては岩野生涯学習課長（当時）と田口教育部長と話し合ったが、市長判断ということで押し切られた。しかし、肝心の市長は姿を見せない。全く矛盾する対応に、市長になってのぼせ上ったかと、この時ばかりは怒り心頭に発した（「2024 年和地市長の不可解な対応」については、サンホセの会 HP「平和市民のつどいに関して」に詳しく書いておいたのでご参照ください）。

このようなドタバタの後、急遽「つどい」の体育館内開催が決まった。その理由は熱中症対策であるという。しかしこの決定にしても十分な論議がなされたものか、はなはだ疑問が残る。セレモニーをどこで、いつやるかということは、セレモニーの本質にかかわる重大な問題である。それを熱中症対策として、慌ただしいなかで十分な協議も経ず変更してよいものか。現在東大和市に対してこの決定に至った経緯について情報公開請求を申請しているところである（チラシ配置拒否の件に関してと、2025 年の「つどい」については別に論じることにする）。

【2025 年平和市民のつどいー「市民団体コーナー」を中心に考える】

今年から「市民団体コーナー」として屋外特設テントが設けられた。これは昨年の市長との（文書での）やり取りの中で初めて明かされた「（仮称）『市民協働コーナー』設置を検討したい」（保存する会・サンホセの会の要請に対する 6.28 市長回答）との表明に従ったものであり、一定程度は評価したい。しかし、「つどい」立案や、準備に取り掛かる期間が極端に短かったことから、市民団体コーナーについてもその影響を被った。

（1）取り組みの遅さと取扱要領等の問題点

まず全体の準備期間が短かったことから取り上げよう。

2 ヶ月ほど前の 6 月中旬、担当課の市民生活課に市民団体コーナーのことで詳しい話が聞きたいと申し出たが、7 月中旬以降でなければ伝えられないとして断られた。

7 月 15 日の市報に、2025 年「第 21 回平和市民のつどい」のお知らせと共に「市民団体コーナー」の募集が掲載された。担当課はこのことを言っていたのだなと思い、窓口に行って直接聞いてみた。しかし、変電所前の広場にテントを 1 張と長テーブルを用意するというぐらいで、後は明確には答えられない。おそらく担当でも具体的なイメージを持っていなかったのであろう。おそらくこの頃は、体育館内の設営計画で手いっぱい、屋外のそれまで手が回らなかったのかもしれない。その場で出展申込書と市民団体コーナーに関する取扱要領をもらってきた。

申し込みは 7 月中ということだったので、7 月 28 日に「サンホセの会」と「自由と人権」の名で申込書を担当課に提出した。この時点では申し込みは当 2 団体のみであったが、後に「東大和 9 条の会」と「東大和・戦災変電所を保存する会」が名乗り出たことを知った。

7 月 28 日の申し込みの時に、せめて「つどい」のチラシをもらいたいと要求したところ、まだできていないという。これには驚いた。実施 1 か月を切ってもチラシさえ用意できていないとは先が思いやられる。いつできるのだと問うと、「8 月の第 2 週の頭ぐらいには、」ということだった。全部で何枚発注したのかと聞いても要領を得ない。チラシの成否が本チャンの成否を分けると言っても過言ではない。今年は形ばかりのものにならざるを得ないだろうと諦め、せめて市民団体コーナーはしっかりしたものを用意しようと腹を固めた。

8 月 1 日の市報に「平和市民のつどい」の案内が掲載された。しかし、どこにも「市民団体コーナー」の案内がない。東大和市の市報に催し物の内容をけて歳する締め切りが、公的には約 1 か月半前だから、6 月中旬には市民団体コーナーのイメージは全く描けていなかったか、あるいはあえて掲載を外したのか、どちらかであろう。

8 月 8 日付で「第 21 回平和市民のつどい市民団体コーナーにおける出展許可について（通知）」なる文書が届いた。ここには問題となる文言が書かれている。「市のイベントとして相応しくない行動があった団体について、市が許可を取り消す」とある。先に配られた「『第 21 回 平和市民のつどい』における市民団体コーナーに関する取

扱要領」にも似たような文言があり、「5 実施内容」の中に「取り扱うものがないもの」として、「政治活動を目的としたもの」「市長が適当でないと認めるもの」が書かれている。このいずれもが具体的でなく、基準も明確でないため拡大解釈されやすい。今後検討を要する内容である。

実施一週間前になろうとしているのに、担当課ではテントと長テーブルしか考えていないとすれば、市民団体にとっては、展示物の関係などで不都合が生じる可能性がある。そこでこちらから具体的に要求することにした。

展示物を貼り付けるパネル・市民団体であることを公示する立て看板・来場者に呼びかけるハンドスピーカー・物品搬入のための駐車スペースの確保等。これらは「つどい」当日には用意してくれた。

市が予定していた 3 団体を越えて、4 団体が参加希望を出した。これについての調整は、当日現地で相談して配置を決めると説明にはあった。しかし実際には、早めに来た団体から配慮し合い（サンホセの会と自由と人権は 1 テーブル）場所決めを行った。来年度は事前に 1 回ぐらいいは集まって、（場の確保だけでなく、物品に関しても）協議する場が必要であろう。

（2）社会教育（生涯学習）課の規模縮小に反対する

「平和市民のつどい」を計画立案し、当日の運営片付けまで担う市役所の担当課について問題がある。これまで、本事業を担当する課は、数年単位で受け持ちを交代している。ぼくの認識している限りだが、企画課→生涯学習課（旧社会教育課）→市民生活課（旧地域振興課）である。ぼくが直接かかわってきたのは、2022 年の社会教育課が担当していた時からだが、この課は 7 年間これを担ってきた。そして本年からは市役所全体の組織替えに伴って市民生活課が担当することになった。

市民生活課の立場からすれば、引継ぎはあるとはいっても初めての試みであり、苦勞も多かったであろうことは想像に難くない。更に「市民団体コーナー」という新たな企画も加わり、手探り状態ではあったろう。しかし、だからといって取り組みの遅さや準備不足の言い訳とはならない。

これはひとえに市長をはじめとした市役所中枢部の責任である。平和事業の理念とその価値に対する自覚と、主体的責任感と一貫性がないからこのようなことになる。効率性と合理性だけで組織の再編、削減を行った結果ともいえる。

小・中学生の広島派遣事業などを行っているのだから、また、戦災変電所の東大和市立郷土博物館が担っているのだから、教育委員会が中心となって「平和市民のつどい」を含む平和事業を実施するのが最もふさわしいのだ。しかるに組織再編は全く逆方向に進んでいる。5 階の教育委員会の一部門である社会教育課（名称は「生涯学習課」）の職員を削減し、中央公民館の中に追いやってしまった。これは社会教育の軽視である。また従来社会教育課が所管していた市民体育館を切り離し、「スポーツ観光課」などと言うわけの分からない課を新設した。体育館・博物館・市民会館・公民館は教育委員会社会教育課で担当してこそ一貫性も保たれるし、効率的でもある。市役所組織は市長のオモチャではない。勝手にかえるな！ 市の組織は市民の福利に資するものでなくてはならず、（議員の意見ではなく、）市民の意見を取り入れていくべきものだ。

そもそも社会教育は、学校教育と並ぶ教育の 2 本柱である。教育の独立性を保つためにあえて市長部局と別部門にその位置を占めている。市長部局の下部機関にしてはならない。

「平和市民のつどい」の担当部課が変わってしまうことは、望ましいことではない。すべての職員がイベントに関わることは必要な面もあるかもしれないが、「平和市民のつどい」は単なるイベントではない。

アメリカ軍から激しい空襲を受けた日立航空機株式会社、それは軍需工場であるが故である。同社が練習用飛行機のエンジンを作っていたからと言って侵略戦争の片棒を担いでいたことに変わりはなく、連合国側から攻撃を受けることは必定であった。軍事が平和の対立概念であることを、空襲に耐え奇跡的に残った軍需工場の「戦災変電所」が明確に示している。

通りいっぺんの「戦争の悲惨さ、むなしさを思い、平和の尊さをかみしめる」だけでは充分ではない。そのためには何をすればよいかを考え、行動することが重要なのだ。核兵器廃絶と軍備増強への警戒心を持つこと、戦争の本質を知り、二度と戦争を起こさない、本当の平和国家を作るために何をすればよいかを考えることこそ、ここ

で犠牲になられた人々の真の慰霊になる。その式典（セレモニー）が「平和市民のつどい」である。

東大和市がこの変電所を市の文化財として長く保存していることも、社会的に高く評価されねばならない。「東の原爆ドーム」としてさらに価値を高め、平和の象徴として、市の財産として、より一層活用すべきである。そのためには、これを担う担当課は固定すべきである。担当課が次々と変わるようでは、その思想も受け継がれないし、担当者の誇りも短期間で醸成されないだろう。少なくとも一つの課、望むらくは社会教育課が中心となり、継続して平和事業を担っていくことが求められる。

【式典について考える】

（1）座席配置について

式典の座席配置の仕方は以下のようなものである。

折りたたみいすを全部で約 300 脚ほど用意し、ステージに向かって横 1 列 22 脚・縦 13 列（合計 286 脚）を設置。全体を 4 ブロックに分け、ブロック間を通路とする。各ブロック最前列ごとに車いす用スペースを確保できるようにする。また最前列には聴覚障害者席を設ける（実際には、当日、車いす利用者も聴覚障害者も参加していなかったとのこと）。全体の座席前 2 列は来賓席として確保する。ここには市長・市議会議長・同議員の他、招待客（来賓など）が座る。一般市民席は 3 列目から後ろとなる。これが「つどい」当日の椅子の配置である。

さて、何がおかしいと思わないだろうかろうか。「平和市民の「つどい」」の主役は誰かということだ。主役は一般市民であるとぼくは考えるのだが、この配置では、市民は、市長・議員たちの肩越しにステージを見ることとなる。その模様をイメージすれば、以下ようになる。

第21回平和市民のつどい



一般市民が議員・市長・市議の背中越しに眺めるの図

こんなバカな、いやアホな、もとい非常識なことを東大和市はずっとやっているのである。そして市長や議員たちもそのことをおかしいとも思わず、最前列を占めて平然として座っている。席を立ち、市民に席を譲ろうとする者も誰ひとりいない。これが市長・議長の考えている「常識」であり、

これが今の「平和市民のつどい」の現実なのである。

例えば卒業式・入学式のことを考えてもらいたい。その形式にはいろいろと問題もあるが、少なくとも来賓席は正面に向かって左か右のサイド壁面に近いところに配置されているはずだ。何といても子どもたちが主役である儀式なのだから、彼らが真ん中に位置するのは当然なのだ。ところが「つどい」では、そうならない。

「平和市民のつどい」の主役が市民であるのなら、市民がいちばん見やすく聞きやすい場所に席を占めるのが当たり前のことである。このままでは「議員平和のつどい」と呼ばなくてはならない。

来年は、最低でもこの事だけは改善してもらいたいものだ。

（2）会場設備の配置について

ステージと座席の間の空間がやけに広すぎる。そのためモニターの音も画像も視聴しにくいし、ステージで行っている広島派遣事業の報告も聞きづらい。もし聴覚障害者がいたとしても手話通訳者までの距離がありすぎて見えないだろう。

担当職員に聞いたところ、ステージ前で合唱隊の整列があるからだと言っていた。YouTube の配信で見たところステージ上に 2 列、ステージ前には 1 列合唱団が並ぶだけだ。広い空間はそのまま残されており、そこには立った一人の指揮者がいるだけだ。合唱の指揮については詳しく知らないが、もう少し工夫すべきだろう。

しかも合唱は全体の流れの 1/5 もない。そのために他のすべてが見づらい、聴きづらいでは、本末転倒というべきだろう。やたら形式ばって中身が薄い、いかにも無難を求める役人のやりそうなことである。

体育館を半分に仕切って、その範囲内で配置しようとするからこんなことになる。体育館の使用範囲をもう少し広げれば（例えば 1/2 を 3/4 とした場合に）、座席をもっと横長にできる。横 22 席を 30 席にし、その分縦の列を 13 列から 9 列に減らす。そして座席を全体的にステージにもっと近づければ、市民にも見やすく、聴きやすい配置になろう。企画段階で市民がいれば、そのような案も出るに違いない。市民参加が望まれる所以だ。

市長、市議会議長は今年も挨拶文（原稿）の棒読み。いっぽう東村山市長はいつも手ぶら、すなわち「素」で挨拶をした。こんなところにも人間の格の違いが出る。市長も議長も、平和に対する理念が心もとなく、原稿無しではまともに話せなかったのだろう。議長の挨拶にも良かった点がある。それは短かったことだ。

おっと、話が横道にずれてしまった。市長も議長も原稿があるのだから、せめてモニターで挨拶原稿のテキストを流せなかったものか。遠くの手話通訳よりはずっと有効だろう（モニターも、もっと近づけなければならないが）。そういえば、YouTube の配信動画にも挨拶のテキストが流れなかった。もったいない気がした。動画収録についても問題がある。ビデオカメラは終始固定で撮影し、ズームを効かすこともなかった。市の職員が収録したものだ。危なげないが、面白みも、工夫もない。割高な外注をする必要はないが、職員を常時張り付けて適宜カメラ操作をすべきである。ここにも失敗を恐れ、無難にこなそうとする役人根性が垣間見える。

書き始めるときりがないのでこの辺で辞めておくが、市内被爆者である田戸さんのインタビューは良かった。YouTube で配信しているからぜひ見てもらいたい（証言集にも載っている）。欲を言えば、子どもたちに直接インタビューしてもらえばよい。子どもたちにも被曝の現実がよりリアルに伝わり、学習効果の向上にも役立つ。

【いつ、どこで、だれが、行るか】

「平和市民のつどい」、これを東大和市が市の事業として行う意味も価値も認めたくて、現状のままでいいとは決して思えない。「意味」とは、市が戦災変電所を市の文化財として保存し、「つどい」を継続して実施できるということである。「価値」とは地方自治体である市が主体的に取り組んでいるということである。つまり、継続性・自主性が公共事業の持つ特徴である。しかし継続性、主体性が、固定化・形骸化・「マンネリ」、排他的であってはならない。

これを防ぐためには市民参加が不可欠である。「平和市民のつどい」と言うように、これは市民のための「つどい」である。そして「市民による」（企画・運営段階からの市民参加）があって初めてその内実が伴う。市の行う事業が活性化するばかりではなく、市民自身が反戦・反核・平和に主体的に向き合う契機にもなる。反戦・反核の平和都市宣言をしている東大和市にとっても、それは望ましいことであるはずだ。

小中学生の広島派遣事業などの平和事業を東大和市と共に行っている東村山市は、東大和市と同様に毎年「平和のつどい」を行っている。東大和市と異なるのは開催主体が「核兵器廃絶と平和展実行委員会」と東村山市が共催という形をとっていることだ。これなどがモデルケースのひとつになろう。

（1）開催場所・時間の問題

広島市の平和祈念式典は 8 月 6 日午前 8 時から、長崎のそれは午前 10 時 40 分から、原爆投下時間に合わせて行われている。また沖縄慰霊の日、日本軍の組織的戦闘が終結したとされる 6 月 23 日正午に「沖縄全戦没者追悼式」が沖縄県主催で行われる。

いっぽう東大和市の「平和市民のつどい」は、式典が午後 4 時 35 分から市民体育館内で開催され、6 時 30 分には閉会となる。戦災変電所の前では平和祈念キャンドルの点灯、変電所のライトアップが行われるが、ここが主会場ではない。

体育館内での開催となったのは昨年からだ、直前までは変電所前の屋外開催の予定であった（2024 年の出来ごとについては文頭の項参照）。体育館開催については熱中症対策を「錦の御旗」として変更したものだったが、どの程度検討がなされたのか定かではない。その方式が今年も引き継がれたことになる。

サンホセの会として案内チラシを配置してもらった 2022 年・2023 年は午後 2 時開催で、終了が 7 時 40 分であった。参加して実感したのだが、この時間帯では、日中は高温にさらされ、しかも 6 時以上居続けるのは確かに厳

しい。特に市職員は、2 時前の準備段階から屋外作業をすることになり、過酷である。しかし今年、午後 4 時 30 分から 7 時まで「市民団体コーナー」（準備開始は 3 時 30 分）要員として屋外テントで過ごした実感からいえば、22・23 年の時と比べてもはるかに楽であった。しかるに式典は昨年引き続き体育館内で行われた。

平和祈念式典をこの時間帯（午後 4 時 30 分から 7 時 30 分まで）に屋外で行った実績はなく、室内開催がいいか、屋外開催（戦災変電所前開催）がいいか、単純に比べられはしない。22・23 年も式典自体は午後 6 時 30 分から 7 時まで、平和コンサートや広島派遣事業報告会を入れても午後 5 時 30 分から 7 時 40 分までである。前記のとおり、屋外で実際に運営に携わっていた市職員にとってはかなり厳しい状態ではあったと思うが、式典等はそれと同列には考えられず、屋外開催が困難であるとは言い切れない。

戦災変電所という反戦・平和の象徴である建物の前で式典を行うことこそ意味があり、また空襲で亡くなった多くの犠牲者の慰霊の意味を考えるなら、できるだけ変電所前での開催という形態を保ちたいと思うのはぼくだけであろうか。沖縄も広島・長崎も暑いと言って室内開催になどしていない。被災当時の実態に近づき、少しでもその体感に迫ることも式典開催の意義としてあるだろう。「東の原爆ドーム」を偲称するのなら、せめて広島を習えと言いたい。

（2）開催日の問題

先にも述べたように広島・長崎は最大の被害者を出した原爆投下日に祈念式典を実施している。東大和市の「平和市民のつどい」は 8 月の第 3 土曜日と決まっている。市の職員に聞いたところ「終戦の日」に合わせたのだらうと言っていた。では、なぜ 8 月 15 日でないのか。広島市も長崎市も当日に行っているではないか。8 月 15 日が妥当だと考えているわけではない。あまりにも安易に日取りがなされている。そのことが問題だと思うのである。

この変電所があった日立航空機という軍需工場に対する空襲は、1945 年に 3 回あったとされている。そのうち最初の襲撃である 2 月 17 日には 76 名の死者を出した。ならばこの日 2 月 17 日に式典を行うべきではないのか。「慰霊祭」ではなく式典であるからか。しかし式典とは言っても慰霊の意味もあって当然である。広島・長崎でも「平和祈念式典」である。最大の犠牲者を出した 2 月 17 日についても、もっと真剣に検討すべきではないか。

（1）の開催場所・時間の問題、（2）の開催期日の問題は、前例踏襲を常とする役人的発想で進められるから、毎年同じことが繰り返されるのだ。もしここに市民目線が入れば、これらの問題にもきっとメスが入るだろう。開催場所や開催期日の問題は、市民を入れて十分な検討がなされる必要がある。

（3）東村山市の「平和のつどい」を手本として

東村山市の「平和のつどい」は、今年は 8 月 24 日（日）に行われ、これと関連する「核兵器廃絶と平和展」が 8 月 20 日（水）から 27 日（水）まで開かれている。どちらも同実行委員会と東村山市との共催である。どちらも 2004 年から行われている。

「平和展」は実行委員会を形成している市民団体と、それとは別に東村山市が、それぞれ同市立中央公民館で展示を行っている。当日の受付などは、市民と市職員がそれぞれの持ち場で担う。また「平和のつどい」については、市民団体と市当局が協力して企画し、当日の運営は東村山市の職員が担当している。所管は同市「市民相談・交流課」である。組織替えに伴い課の名称は変わってはいるが、2004 年の開始当初から同じ課が担当している。

具体的に指摘することはしないが、東大和市も学ぶべき点が多くありそうではないか。



音声データ消去事件地裁判決（大野博隆裁判長）

【変わらない裁判所】

毎度のことだが、裁判所というところは自己改革ができないところだと思ってしまう。それは他者からの批判が少ないことに尽きる。裁判官を批判することは、心証を害する恐れからほとんどなされない。批判されないという安心感は法廷ばかりでなく、他の部門にまで及ぶ。

ぼくは内部障害（心臓機能障害）一級で、その上肺機能等にも問題があって、今は歩くのも苦しい。東京地裁立川支部は建物の南側に駐車場があり、そちらにも入り口はあるのだが、正面玄関（北側）からしか入れない。手荷物とボディチェックがあるからだ。車で来たものは、南からぐるっと北に回って入館することになる。

それでも昔は歩きとおせたが、今はとても無理。いちいちガードマンに事情を話して南玄関から入れてもらっていた。車いす使用であれば目でそれとわかるが、ぼくの場合は、障害があると簡単には認識してもらえない。その都度説明するのだが、時にはトラブルになる事もある。以前（確か今年の4月ごろだったと思うが、）裁判所の庶務課で何とかしろよと訴え、善処を求めた。

この時は同地裁立川支部長に対する要望書まで携えていたが、対応が前向きに思えたので今後の相手方の出方を待つことにした。その後南側の入り口には「体の具合の悪い方は、申し出てもらえればこちらからも入ります」のような貼り紙が掲示された。おそらくこの年（2025年）4月から施行された障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の後押しもあったのだろう。

これで少しは改善されるかと思ったのだが、ガードマン（外部業者）によってはそのような内容の貼り紙があることを認識せず、貼り紙があることは認識していても、ぼくのように一見それとは分からない障害者に対しては、申し出ても、とがめだてするような人もいる。何回かそういうことがあり、今回はこちらもいい加減面倒になって、ただ「内部障害だ」とのみ伝えて通すように要求した。相手はこちらの言っている意味が呑み込めなかったことや、ぼくの物言いが（おそらく）相手にとって不快であったのだろう、すぐには対応してくれない。それでも不承不承という感じで北側玄関にいる同僚ガードマンを呼び、金属探知機のあるところまで案内するよう伝えた。

入れてはもらえたもののこちらも面白くはない。判決後再び庶務課に行き、「部長か課長を出せ」と要請、部下を引き連れ現れた課長であるという人物に、経過を話し、外部委託している警備会社を変えるか、警備員の研修・教育を徹底するよう注文を付けた。こちらの勢いに圧倒されてしまったのだろう、課長は職員研修を徹底すると約束した。さらにまた、今後の対応を見定めることになる。

かように、裁判所に文句を言う者もめったにいないだろうが（そもそも、裁判所に行くこともめったにないだろうが）、だからこそ必要だし、臆することも避けるべきだ。この件に限って言えば、それは障害者のためばかりではない。産婦、病虚弱者他、歩くことが苦痛なすべての人のためにもなる。

裁判所が変わるべき核心は審理部門だが、せめてその「入口」だけでも何とかしたい。

【裁判所のあたり前は世間の非常識】

さて、裁判所の「門」をくぐっても、さらにまた、今回は別の「閤門」が待ち構えていた。

今回の判決言い渡しは408号法廷（4階）で午後1時10分からという予定だった。傍聴者が来てくれるという希望的観測をもとに、4階の待合室に12時50分ぐらいには行って待機していた（玄関でのトラブルが無ければもっと早かったはずだ）。結果的には誰も来なかったのだが、それはともかくとして、10分前ごろ、つまり午後1時ごろには408号法廷に行き、傍聴席側の（開廷までは傍聴席で待っていてくださいと言われていた。）ドアを引っ張るが開かない。カギがかかっているのだ。中の様子を伺おうとのぞき窓を開けてみるが、中は真っ暗。いつもの法廷だから、部屋を間違えるはずはない。では期日かと思い、法廷の掲示を見た。「当事者」のところに「榎本清東大和市」とあり、時間も「13:10」となっている。ドアを拳でドンドンやるも音沙汰なし。

書記官室にでも行って聞いてみるかと考えていたところ、1時10分の2分前ごろになって担当の石地書記官と女性の書記官（法衣を来ていたので、別件事件の担当書記官なのかもしれない）が平然と現れた。「こちらは10分前に来ていたんだぞ。なんでドアを開けていないんだ。」と抗議しても答えるわけでもなく（女性書記官が「1時10分より前には開けた」とか石地書記官が「すみません」とか小声で言っていたような気もするが定かではない）、ドアを開けて入っていく。そして（予定時間に間に合っていたとはいうものの）開廷がぎりぎりになったことを謝るでもなく、ぼくに放った言葉がこうだ。「（「法廷に」か「当事者席に」か、わからないが）中に入りますか？」、

ふざけるなと思った。なんでここに来ていると思っているんだ。さらにまたこうオッサル。「終結の時に話したと思うんですけど、必ずしも出てもらうものではないですよ」、これには完全に頭に血が上った。「上申書も出して出廷すると伝えたでしょ」、「こっちは遊びで来ているんじゃないんだよ！」と思わず怒鳴り返した。それでも悪びれることなく、自分は立場が上だといわんばかりに、「では、お入りください」とノタマウ。話にならない。

ことほど左様に裁判所関係者は「謝る」ことをしないのだ。とりわけ審理担当者は。謝ったら負けを認めることになるかとも思っているのか。官僚根性丸出しである。裁判所は再審請求の袴田さんに、前川さんに誤ったか！

前にも説明したことがあるが、判決言渡しに「商業弁護士」である代理人は、通常わざわざ出廷しない。裁判の多くが代理人を頼んでなされるものだから、それが普通なのだ。だから通常の判決言渡しの場合、当事者がひとりもない法廷で、書記官が「令和〇〇年（〇）第〇〇号 損害賠償請求事件」と書記官がうたい、裁判長が「主文原告の請求を……」とうたい返す、「2 人芝居」を演ずるのだ。彼らには、当事者のいない法廷で、アリバイ作りのように判決を読み上げる「しきたり」が身にしみ込んでいる。これは民事訴訟法第 250 条「判決は、言渡しによってその効力を生ずる。」ためと、同 251 条 2 項「判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。」による。本人訴訟など例外的であり、そのようなケースでの判決言渡しは想定していいまい。当事者がいないほうが、余計な時間がとられなくてむしろ都合がいいかとも思っているのではないか。だから大野裁判長のような発言が飛び出すのだ。

よほど注目されている裁判の判決言渡しは、（今回のように）当事者として直接判決を聞きたい場合には、（致し方なく）開廷し、「裁判ごっこ」が執り行われる。それ以外はほとんど、上記「2 人芝居」が演じられる。それが通例だとしても、しかし日本国憲法第 82 条 1 項には、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」とある。裁判は公開の場で、判決言い渡しに際しても当事者や傍聴人がいることを前提として組み立てられている。民事訴訟法第 251 条 2 項はむしろ例外的なものと考えべきなのだ。本件の裁判長大野博隆が（書記官もこれに追従して）、判決言い渡しに「おいでいただく必要はない」などと言うことは憲法第 82 条 1 項に違反する疑いさえある。

さてその法廷である。裁判長は聞こえるか聞こえないかの小さな声で、「主文 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原則の負担とする。」と読み上げた。こちらは怒りに燃えていたが、そのまま「裁判工場」となった法廷を後にした。

【判決内容】

以上は前置きである。しかしこれらのことを知っておいてもらわないと裁判所の何たるかが理解されない。信じられないかもしれないが、とにかくひどいところなのだ。以下、本件の判決の主文と内容である。

「主文 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原則の負担とする。」

判決には全く期待していなかったのに、控訴状も（印紙と副本も含め）持参していた。しかし考えを改めた。控訴理由書を提出するのは控訴提起から 50 日以内（民事訴訟規則第 182 条）。控訴状は判決を受けた（送達を受けた）日から 2 週間以内に出さなければならないが、2 週間以内に出せばいいともとれる（民事訴訟法第 285 条）。つまり控訴状を出してしまえば、当日から 50 日以内に控訴理由書を出さねばならない。控訴理由書提出を引き延ばせば、最大 64 日確保できることになる。

今のぼくにとっては、1 日でも余計に時間が欲しいところだ。そのような理由から判決言渡しの日には即控訴状を提出することは控えた。

判決文は、裁判長のやる気のなささえ感じ取れる、たった 3 枚頁の簡素なものである。その骨子は以下のとおり。

本件音声データは、（東大和市）文書管理規則第 2 条 2 号の職務上作成・取得して職員が組織的に用いる電磁的記録に該当するが、本件陳述記録が作成されれば使用目的を終え、常時使用する必要のない電磁的記録として同条 8 号の「資料文書等」に該当することになり、消去しても違法ではないとしている。

判決では音声データが同条例 2 条 2 号であるとは認めたものの、記録が作成された時点で一転して、同条 8 号の「資料文書等」に該当するなどとしている。蝶の羽化ではあるまいに、ひとつの電磁的記録が要件終了段階で法的

規定を変えるなどというウルトラ C を演じているのである。音声データが同条 2 号の電磁的記録であるならば、その時点で期間を定めて保存すべきものである。その違法性を突かずにこれスルーし、「資料文書等」という欺瞞的な隠れ蓑で覆い隠し、情報公開法逃れを許してしまっていることに気付かなければならない。

判決は公伝書に関して奇妙なことを言っている。

「国の保有する公文書の中にも、保存期間を「事務処理上必要な 1 年未満の期間」と定めるもの（短期保有文書）があり、保存期間を定めずに用済み後速やかに廃棄することとは表現の違いにすぎない」（3 頁 4～7 行）

判決文は、どの法律の何条に書かれているかも示さずに、このような主張をしている。仮に「短期保有文書」なるものがあつたとして、それは文書の種類や所管する官庁によって異なるであろう。ましてや「保存期間を定めずに用済み後速やかに廃棄することとは表現の違いにすぎない」と一般的に述べることは聞き捨てがならない。「事務処理上必要な 1 年未満の期間」の保存期間と「用済み後速やかに廃棄すること」がどうして「表現上の違い」と言えるのか。保存期間を定めることと、それをせず用済みだからといって、ただちに消去してしまうこととは同じではない。裁判官の頭の中で「事務処理」と「用済み」を「記録作成後」と読みかえているからそうなるのである。しかし、保存期間を定めることの中には情報公開事務の処理も、当然として含まれねばならない。保存期間を定めるのはそのような意味もあり、そのことは川崎市教委音声データ開示拒否事件で原告勝訴の判決とも矛盾する。

そもそもこの判決では、原告が準備書面で示した、川崎市教育委員会の音声データ開示拒否事件における原告勝訴の東京高裁判決（令和 2 年 6 月 24 日東京高裁判決）、音声データの公文書蓋然性を示した最高裁判決（最高裁平成 16 年 11 月 18 日第一小法廷判決）などには一切触れていない。これらの事実と、音声データを「事務処理」後、ただちに消去してしまうことを合法化する同市文書管理規則の第 2 条 8 号「資料文書等」との整合性をどう説明するのか、判決には何も書かれていない。たとえ同法に違法性がなくとも、音声データをこれに当てはめることは前記判決と矛盾することは明らかである。この点に一切触れない判決は欠陥であると言わざるを得ない。

この他にも原告は、東大和市の「資料文書等」という情報公開法逃れの規定が、近隣自治体の文書管理規法規には存在しないことを示したが、このことに対する言及もない。また、宇賀克也氏（元最高裁判事）著作も示し、音声データが公文書にあたるという記述があることも示したが、もちろん（？）この事にも触れた記載はない。

2000 年代以前ならともかく、これだけデジタル化した社会にあって、音声データが保存すべき電磁的記録ではないなどという主張は通らない。国でさえそれを認めている。しかるにこの判決は、東大和市という狭いエリア内のみでの適合性（それですら根拠が薄い）を強引に示しただけであり、他を顧みて比較検討すらしようとしないう裁判長の狭量さを示すものである。つまり、「視野狭窄」裁判長の一人よがりの作文でしかない。

原告の被害についても、判決ではピントのずれた判断をしている。原告の指摘した口頭意見陳述記録の誤りは、その申立書面が審査会に提出されたことでその目的は達成され、陳述記録が訂正されなかったとしても、慰謝料を請求すべき根拠はないとしている。しかし原告は、陳述記録の元となる音声データが公文書管理規則に違反して削除されたために損害を被ったとしているのであって、原告の主張する訂正内容が審査会に提出されたからといって、回復されるようなものではない。つまり、ひとえに音声データが保存すべき公文書にあたるか否かで損害賠償の成否が決まるのである。

この他にも、裁判長の訴訟指揮に対しての不信（原告発言と称する文言を用い、原告の誤りを想起させる＝ミスリードともとれる被告主張に対し、原告は証人尋問を請求したが、被告の「必要ない」との意見を無条件で取り入れ、これを採用しなかった。何のための裁判長かと言いたくなる。）もあるが、ここでは割愛する。



文訓か戒告か

「自由と人権通信 NO.58」の記事「その 1、主体性について」に誤りがあると指摘された。7 頁中ほどの以下の文である。

立たなかったとしても殺されるわけでもなければ、逮捕されるわけでもない。1 回だけなら文書訓告だけ

で経済的、直接的な不利益は被らない。2 回目以降は戒告となり、期間を区切った若干の減給はあるが、それだって、逮捕などと比べるならば、たいしたことではない。

「1 回だけなら文書訓告だけ」というのが間違っているそうである。自分がそうだったから他の人もそうなのだろうと思いそう書いたのだが、確かに、最初が戒告、次に減給 1 か月、3 回目が減給 6 期月、4 回目が停職 1 か月、同 3 か月、同 6 か月と続くのが一般的らしい。もちろん例外もある（例外にはそれなりの理由があるらしいが、ぼくの場合は判然としない）。

ぼくの場合は①文訓（文書訓告）、②戒告、③減給 1 か月、④同 3 か月 ⑤同 6 か月、ここで定年「打ち止め」となった。つまり①と③が例外だったらしい。

結論からいえば、先に書いた内容は一般的な処分内容ではなく、ぼく個人に降りかかった個別的な処分内容であり、それを一般的事例のように書いてしまったのは誤りでした。訂正し、謝罪します。

しかし、ぼくにはそんなことはどうでもいいという思いがぬぐい切れない。

確かに文訓か戒告かでは経済的、時間的な損失は大きい。だからといって自己の信念を曲げてまでこれに従うという（「立つ」という）選択肢は考えられなかった。ぼくの元の職場は養護学校（今でいう「特別支援学校」）だったのだが、大勢（日教組は職場で不起立をもって闘うことを肯定しなかったし、処分されても支援はしなかった。そのため「組織の決定」という「後ろ盾（口実）」を得て、「立つ」ことを選択した教員も、おそらく多かっただろう。）に流されず、立たなかった少数の教員仲間は、（煩悶はあったとしても）みなそうだったと思う。

「立たなかった」ことで都教委から研修を受けさせられ、そのことで生徒や同僚に迷惑をかけたことを申し訳なく思うという教員の話も聞いたことがある。立たなかった時、あるいは立たないと決めたときに、ぼくはそんなことは考えもしなかった。結果的に子どもたちや職場の同僚に余計な負担がかかることがあったとしても、それは思想信条の自由を不当に奪う違法な職務命令を発した都教委の責任であると考えざるを得なかっただろう。逆に言えば、もし子どもたちや同僚の負担を口実にして「立つ」ことを選択するならば、むしろ彼らを「だし」にすることであり、子どもたちや同僚に対して失礼であっただろう。

2 年前に亡くなった徐京植さんがこんなことを書いていた。

「日の丸や君が代を『在日外国人もいる』ことを理由に反対されるのは困ったものだ。人をだしにせず、はっきりと自分がいやだから、強要される非民主性がいやだから、その歴史性や社会政治性を拒否するからと自分の立場で反対してほしい。（中略）日の丸や君が代は日本の、日本人の問題である。自分のふんどしで相撲をとってもらいたい。」

キムイ サジャ
金伊佐子さんという在日朝鮮人女性の言葉である。（『在日女性と解放運動』『リブとフェミニズム』岩波書店）

私はこの言葉に、おおいに同感する。

【中略】

「『在日』がいるから」と、日の丸・君が代に反対している人たちに問いたいが、もし日本に在日朝鮮人など在外外国人が 1 人もいなかったら、どうするのか。

（「ひとのふんどし」（『半難民の位置から』徐京植 P332～333）※【】は引用者

ぼくは徐さん、金さんの見解に同意する。ぼくは「自分のふんどし」で相撲を取りたい。

ぼくの記述の誤りを指摘してくれた方は元高校の教員だが、高校には、「立たない」ことの理由に「在日の生徒がいるから」とか「生徒たちに立つことを勧めることになるから」などを持ち出す教員がいる。その気持ちを疑うものではないが、徐さんたちの言うように、これは「在日の生徒」や「生徒たち」をだしに使っていることにはならないか。

同じことが、「同僚」や「生徒たち」に余計な負担をかけることを理由（口実）に「立つ」ことを選択する場合にもいえる。ぼくが主体性にこだわるというのはそういうことなのだ。

「通信 NO.58」では書かなかったが、ぼくが日の丸・君が代に反対する理由をはっきり言おう。

ぼくはすべての人が平等であるべきだと考えている。これは日本国憲法第 14 条のすべての国民に対する「法の下での平等」ではなく、自然権としての平等である。「法の下での平等」ではなく「おてんとさまの下での平等」である。福沢諭吉が「学問ノススメ」でいう「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」とも似ている。ただし「天」は「太陽」「自然」に置き換えた方が分かりやすい。天皇制はこれに反するもので、直ちに無くすべきだ。宗教についていえば、個人が宗教を持つことは否定しないが、特別な存在である「教祖」は必要ない。

子どもの頃はともかく、大人になってからは、天皇制、天皇という存在は感覚的にも受け入れがたいものとなっている。そこには、天皇制によって引き起こされた、わたしたち日本人にとって原罪ともいえるべき過去の罪深い事実や、常軌を逸した天皇報道の現在に対する反発も反映しているだろう。しかし、もし仮にそんな事実や状況がなかったとしても、天皇制は認めがたいものであり、これを象徴する日の丸にも、天皇制を讃える君が代にも同調することはできない。元号はなるべく使わないようにしている（これは先の例のように、結果的に「周りに負担をかける」場合もあるが、それは仕方のないことだと割り切っている）のも卑近な例のひとつである。

「立たない」ことの代償が戒告や減給などであれば、ぼくはまだ受け入れられる。ただし、その代償が世間からつまはじき（パージ）されることだったらどうだろう。まして逮捕される事態になればぼくは「立つ」かもしれない。さらに死刑となれば、確実に「立つ」。

件の元教員は、「戒告や減給も逮捕と比べればたいしたことではない」（要旨）というぼくの物言いを傲慢と感じられたようである。しかしそのように自分が思っていたことは事実であるし、それをどのように感じ取られても仕方のないことだ。ただ、そのような受けとめ方から推測できることはある。それは、その人とぼくとの間には立ち位置の違いがもともとあるのだろうということである。ぼくにとって思想信条の自由を奪われるくらいなら（それが天皇制であればなおのこと）、戒告や減給は甘んじて受けるしかなかった。そのような「制裁」があることを考えても、主要な問題でなかった。それに、周りの人たちに気を遣っていたら何もできなかっただろう。

ぼくにとっては「立つか」「立たない」かの選択の場はまさに「主戦場」であり、そこが立ち位置であった。

「立たない」ことの代償（不利益）について書いたように、ぼくは臆病で軟弱な人間だ。経済的な不利益は被りたくはないし、逮捕は嫌だ。命を奪われることなどまっぴらごめんだ。命をなくしたら天皇制に反対することもできない。ガリレオではないが、「それでも地球は回っている」と言い続けたい。

どこで踏ん張り、どこで妥協するかは人それぞれだろう。ぼくは経済的な不利益なら甘んじて受けた。それだけだ。それにしても、「立った」人たちはどこで踏ん張ったのだろう。「そこは前戦ではない」とか、「本当の敵は別の所にいる」とか言って、「転戦」したのか。それはどこだったのか。そして「戦果」はあったのか。だれも何も言わないし、何も見えてはこない。

少なくとも、ぼくにとって式典の場は「主戦場」であった。その後、新たな「戦域」となった裁判闘争で、結果的に「一部勝訴」にはなった。だが、たとえそれで負けたとしても全く悔いはなかった。

【後記】「平和市民のつどい」に初めて市民団体コーナーを設定してもらった。来客はそれほど多かったわけではないが、このような場で、市民の皆さんといろいろな話ができるのは良いことだ。たった数人だが、「自由と人権通信」を読んでいると声をかけてくれる人がいた。紙版の通信は毎回 250 部ほどを印刷して、ほとんどが公共施設や店舗に置かせてもらい、あとは機会を得て手渡し、一部郵送している。いっぽう、デジタル版のものはそれ以上の数を送信しているのだが、やはり紙版のものが基本であると思っている。こうして一人、二人から、声をかけてもらえると正直嬉しい。「通信」は、ぼくの個人的な意見ほとんどだから、これに賛同してもらう必要はない。むしろ違った意見があればこちらにお寄せいただけるとありがたい。ご本人の紹介を得たうえで、掲載もしますよ。

サンホセの会 10 月定例会

【日時】10 月 19 日（日）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

【場所】未定（次号で発表します。）

【テーマ】追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は 10/17（金）までにお申し出ください。会場によってはできない場合もあります。
※会場は 9/3（水）以降に「サンホセの会」HP「スケジュール」のページをご参照ください。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。